

(案)

別添

平成26年度実践的な手術手技向上研修事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 平成26年度実践的な手術手技向上研修事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、診療に従事する医師・歯科医師に対し、遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき別途公募により選定された団体が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算定するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを

切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区 分	2 基準額	3 対 象 経 費
実践的な手術手技向上 研修事業	7,563千円	実践的な手術手技向上研修事業に必要な 次に掲げる経費  諸謝金、賃金、旅費、需要費（消耗品 費、印刷製本費、会議費）役務費（通信 運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料

(交付の条件)

- 5 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 委託事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合についてはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (6) 委託事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成26年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならぬ。

（申請手続）

6 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 （調整）

（変更申請手続）

7 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い平成 年 月 日までに行うものとする。 （調整）

（交付決定までの標準的期間）

8 この委託費の交付決定までの標準的期間は、国に6若しくは7による申請書が

到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（委託費の概算払）

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日（5 の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は平成 26 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式 2 による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（委託費の返還）

11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12 特別の事情により 4、6、7 及び 10 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。